

電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 59ページ）	改訂した解説	理由
なし	電線が別表第一以外を適用する電気用品（例えば、電気スタンド）に直付けされて輸入される場合、電線単体では別表第一の適用を直接は受けないが、当該電気用品の技術基準解釈（例えば、別表第八）において、部品として別表第一を引用（例えば、別表第八1（3）ロから別表第一が引用）しているため、結果的に別表第一の適用を受ける。このように、別表第一以外の別表から引用して別表第一を適用する場合、電線はすでに特定の電気用品に取り付けられているため、電線の使用範囲を明確にする目的で規定された附表第二十七の表示の方式による「表示」は省略できる。	附表第二十七に規定する表示の方式は、汎用電材として必要な表示の要求であり、別表第四から別表第八を適用する電気用品に部品として使われている電線（電源電線等）に対しては、過剰要求となってしまう。 なお、電気用品取締法時代は、表示については施行規則（省令）に規定されていたため、技術基準の他の別表から別表第一を引用して適用する場合は、表示は要求されなかった。

（当該部解釈）

別表第一1（9）表示

附表第二十七に規定する表示の方式により表示すること。

附表第二十七 電気用品の表示の方式

電気用品	表示の方式	
	表示すべき事項	表示の方法
電線	<ol style="list-style-type: none"> 1 ネオン電線にあつては、その定格電圧 2 平形導体合成樹脂絶縁電線にあつては、その定格電流 3 すえ置き型の機械器具以外のものに使用できないものにあつては、その旨 4 1種キャブタイヤケーブルにあつては、その旨 5 機械的強度を強化したけい素ゴム混合物を使用するものにあつては、その旨 6 耐熱性ビニル混合物、耐熱性ふっ素樹脂混合物、耐燃性ポリエチレン混合物、耐燃性エチレンゴム混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものにあつては、その旨 7 コンクリート直埋用のものにあつては、その旨 8 耐震型のものにあつては、その旨 9 アクセスフロア用のものにあつては、その旨 10 コンクリート直天井用のものにあつては、その旨 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ふっ素樹脂絶縁電線以外のものにあつては、電線の表面に1m以下ごとに（600Vゴム絶縁電線、ゴムコードその他の表面に表示することが困難なものにあつては、電線の被覆中に入れたテープに連続して）容易に消えない方法で表示すること。 2 ふっ素樹脂絶縁電線にあつては、容易に消えない方法で1巻ごとに荷札に表示すること。 3 専らプレハブ住宅等の構成材パネル等に組み込まれた形で使用されるものにあつては、当該構成材パネル等に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。
電気温床線	<ol style="list-style-type: none"> 1 定格電圧 2 定格消費電力 	発熱体と口出し線との接続部又はこれに近接する部分の絶縁被覆の表面に容易に消えない方法で表示すること。